

J R 東海労働組合関西地「申」第13号  
2021年9月21日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

「復職を目指す東海労働組合員に対する会社の一方的な出向」に関する緊急申し入れ

病気により復職を目指す大阪第一運輸所の組合員が休業中に自宅に突如、会社から電話による出向通告があった。また、後日休業中に、翌日の休業を急遽日勤に指定し、その日のうちに出向会社に面談に行くことを告げられた。

会社は、本人のこれまでの病気の経過等を踏まえることなく、また、本人の希望・要望・意見等を全く考慮することなく、「10月1日に職場から放逐する」ことだけを目的にした対応であり、今回の不当で不誠実な対応に関して、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催する場を設定すること。

#### 記

1. 9月10日に会社から当該組合員に対して電話による出向通告が行われた。  
何故電話による出向通知を行ったのか明らかにすること。
2. 労働条件の大幅な変更を伴う出向に関する事柄を一方的に電話で通告することは、社会通念上問題であると考え、見解を明らかにすること。
3. 組合は、電話による出向通告は無効であると考え、見解を明らかにすること。
4. 出向面談を改めてやり直すこと。
5. 当該組合員が、9月15日休業のところ前日に電話で日勤指定した会社の見解を明らかにすること。
6. 当該組合員に職場での軽作業を指定しなかった理由を明らかにすること。
7. 出向規程第2条 {「出向」とは、社員としての地位を保有したまま、会社の命により、関連会社又は団体等（以下「出向先」という。）に勤務することをいう。} とあるが、今回、当該組合員が会社から提示した出向先は、どれに該

当するのかわらかにすること。

8. 当該組合員は、診断書の内容から軽作業しか出来ないにも関わらず、15日に面談した大阪第一運輸所の木田総務科長は提示した出向会社の作業内容を把握していなかった上に、「出向先会社で聞いて下さい」と、不誠実な対応を取ったことに対して本人に謝罪すること。
9. 出向先は、診断書の内容を踏まえて希望・要望・意見等考慮し、入念に打合せ検討すること。
10. 9月21日、当該組合員が会社（職場）に出向き、10月1日からの出向が取消となったことが判明した。いつ取消しになったのか、何故取消しになったのか明らかにすること。

以 上